

仕 様 書

1 業務名

「せとうちエリア」における高付加価値なインバウンド観光地づくり
宿泊施設確保計画作成支援および地域の合意形成

2 履行時期

契約締結の日～ 2026年1月30日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり モデル観光地」に選定され、2023年度に「せとうちエリアにおけるマスタープラン（以下「MP」という。）」を策定するなど、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある高付加価値旅行者のせとうちエリアへの誘客を目指している。

MPでは、地域全体の目指すべき姿として、観光産業の高付加価値化を通じて、観光による受益が広く地域社会及び経済に行きわたり、経済・環境・社会の好循環が生み出されている状態となることを掲げている。

本業務は、MPが目指す経済好循環創出のために、滞在時間や観光消費額の拡大に繋がるせとうちエリアにおける宿泊施設の必要容量を検討し、確保等に向けた計画作成を支援するとともに、目指すべき姿を評価する指標について継続モニタリングし、多様な関係者と共有を図り、せとうちエリアを一体的に高付加価値なインバウンド観光地にするための取組みについて、合意形成を図ることを目的としている。

なお、本事業は、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」（2022年5月観光庁制定）、MP（2024年3月策定/2025年3月改訂）を理解したうえで実施すること。

4 業務の内容

上記の目的を踏まえ、次の業務を遂行すること。

(1) 宿泊施設確保計画作成支援

ア 必要容量検討

MPに掲げる地域の将来像と成果目標を達成するために必要となるせとうちエリアの宿泊施設の容量について検討する

【実施期間】2025年4月～7月

- イ 新規・改修などによる拡充の必要性有無の明確化
アで検討した必要量を確保するための手法検討・明確化
【実施期間】2025年8月～2025年10月

- ウ 確保計画作成支援
ア・イで検討した内容を実現させるための計画作成を支援
【実施期間】2025年10月～2026年1月

(2) 地域の合意形成のための事務局機能

- ア 参加団体ネットワーク構築
7県48市町及び関係事業者等参加団体の連絡体制を構築し、円滑な事業運営のためのネットワークを構築し、参加団体向け報告会等を開催・運営する。
【実施期間】2025年4月～2026年1月
ただし、連絡網の作成は、2025年4月に実施すること。
【想定する取組】
・連絡網の作成
・参加団体向け報告会（3カ月に1回）
・観光庁定例ミーティング（毎月1回）
・せとうちDMO定例ミーティング（2025年11月～2026年1月）

- イ プロジェクト窓口
参加団体からの取組みに関する問合せ対応、直接訪問・オンライン面談、各プロジェクトの開催案内などを行う。
【実施期間】2025年4月～2026年1月
【想定する取組】
・問合せ対応 ・ヒアリング ・情報提供

- ウ KPI測定
せとうちエリアの目指すべき姿を定量的に把握し、参加団体へ情報提供する。
なお、機構が構築した観光DMPと連携し、事業を実施すること。
【実施期間】2025年4月～2026年1月
【想定する取組】
・KPI測定
旅行消費額、延べ宿泊者数
経済波及効果、宿泊業平均賃金、高付加価値帯宿泊施設単価、
インバウンドの輸出全体に占める割合 など

- ・インバウンド消費動向調査個票データ分析

エ 報告書作成

地域のコンセンサスを得るために必要な資料を作成し、各関係者へ情報共有する。

【実施期間】2025年4月～2026年1月

【想定する取組】

- ・マンスリーレポート（プロジェクト編）
- ・年次レポート（プロジェクト編）
- ・観光庁定例ミーティング資料
- ・2025年度マスタープラン改訂版

(3) 上記(1)～(2)における共通事項

業務を遂行する上で、次のことに留意して実行すること。

- ア 業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。
- イ 機構への連絡及び報告に使用する言語は日本語とする。
- ウ 各業務の準備を含む実施時期等、事業スケジュールを提案書へ具体的に記載すること。
- エ 各業務を運営管理する者（以下「進行管理者」という。）を指定したうえで、事業者内の役割分担等について企画提案書に記載すること。進行管理者は本業務が円滑に運営されるよう相互調整を行いつつ業務の進捗等について把握し、個別事業の進捗や担当者の認識に齟齬等が出ないように努めること。
- オ 事業の実施結果については事業実施報告書により報告し、報告内容については、事前に機構に確認のうえ、取り纏めること。
- カ 業務の実施に際しては、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めることとする。
- キ 必要に応じ、機構が今年度実施する事業と連携をすること。

(4) 報告書

ア 提出物

業務完了報告書を添えて、以下の資料等について提出すること。

- ① 事業実施報告書（カラー）
- ② 報告書や各種会議資料等の成果物を保存した電子媒体（CD・DVD 又は USB）

イ 提出場所

機構の担当者宛に電子メールで提出すること。ただし、業務完了報告書及び事業実施報告書については、紙ベースでも各1部ずつ機構宛てに提出すること。

ウ 提出期限

2026年1月30日（金）

なお、事業実施報告書については、提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求める等の調整を行うこと。

エ 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。

(5) その他

ア 原則として、単品（1品または1組の税込み取得価格）が10万円未満、かつ使用できる期間が1年未満の消耗品のみを経費として認め、用途を明らかにし、契約期間内に使用した数量のみを委託料に含むことができる。受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については、機構の指示に従うこと。

イ 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なく無償でホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用可能な権利関係に関する著作権の許諾等の手続きを行うこと。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。

ウ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。

エ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。

オ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

カ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。

キ 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告し承認を得るものとする。

ク 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償を請求する場合がある。

ケ 契約代金の支払いに関しては、機構と協議の上、決定するものとし、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書等から、その費用を差し引い

た額で精算するものとする。

- コ 安全の確保に配慮した体制を整えて業務を遂行すること。自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに機構へ相談し、指示に従うこと。
- サ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- シ 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を機構HP等に公開する。公開に関して、受託者はこれを了承するものとする。
- ス この事業は、観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり事業」に基づく事業であるため、その「モデル観光地への支援内容について」の事業実施の手引きを事業受託後に確認し、その内容に沿って実施すること。

5 概算予算額

30,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。

7 作成物に関する権利の帰属

業務を遂行する上において、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、各国の法律・慣習などを確認の上、遂行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。